

障がい者差別解消条例案の要点と特徴について

1 条例案の要点

① 条例の目的

障がいの有無にかかわらず，等しく個人の尊厳と権利が尊重され，その権利を享受することができ，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現すること

② 障がいを理由とする差別の禁止

ア 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として，拒否・制限・条件を付すなど，差別的な取り扱いをすることは差別であり，禁止する。

イ 合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に，配慮を提供する側にとって過度な負担になり過ぎない範囲で，社会的障壁を取り除くために必要な配慮のことをいい，提供しないことは差別となる。

③ 障がいを理由とする差別解消の取組

ア 障がい理解・啓発促進

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるため，障がい理解に関する研修やその他の必要な取組を実施する。

イ 合理的配慮の提供促進

合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう，合理的配慮の提供支援に関する施策を実施する。

2 条例案の特徴

① 合理的配慮の提供促進等について

- ・合理的配慮の提供促進及び障がい者差別解消の普及促進の手段として，具体的な支援について検討。
- ・支援対象や支援方法，公平・公正な制度設計が課題。

② 障がいを理由とする差別事案への対応について

- ・全国的にもあっせん事例が少ない（平成 31 年 4 月 「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」）中で紛争解決手段としてあっせん以外の手法を検討。
- ・あっせん以外の紛争解決手段として，当事者の意見徴収や調整をする手続を準備。

③ 合理的配慮の提供に関する具体的な取組について